

公益法人関連事業評価書（補助金依存型公益法人）

平成 18 年 3 月

公益法人名	(財) 友愛福祉財団	
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
	関係部局・課	

1. 法人への補助事業

①血液確保事業等補助金
②医薬品等健康被害対策事業費補助金
③
④

2. 財政状況

	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
国から交付された補助金等(単位:百万円)	5 5 9 (決算額)	5 6 2 (決算額)	5 6 4 (決算額)	6 4 3 (予算額)	6 4 5 (予算案)
補助金等依存率 (%)	9 8 . 4	7 3 . 9	7 4 . 1		

評価対象（事業名）	①血液確保事業等補助金	
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
	IV	エイズの発症・まん延の防止を図ること

(2) 事業の概要

事業内容				
<p>本事業は、血液製剤によるH I V感染者、二次感染者及び三次感染者について、①エイズ発症前の者への健康管理費用の支給を行うとともに、支給を受けたH I V感染者等から病状の報告を求め、発症予防に役立てるための調査研究を行うものである。</p> <p>②また、エイズ発症者のうち、H I V訴訟において和解が成立した者に対し、エイズ発症に伴う健康管理費用の支給を行うものである。</p> <p>①の事業のうち、健康管理費用の支給については、(財)友愛福祉財団（以下「財団」という。）が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に委託して行い、また財団がH I V感染者等より病状の報告を受けるとともに、調査研究については、その一部を機構に委託しながら行っている。さらに、②の事業については財団が機構に委託して行っている。</p> <p>なお、これらの事業に関する費用については、本補助金とともに、H I V訴訟に係る関連企業からの拠出によるものである。</p>				
法人への交付額 (単位：百万円)				
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
4 9 0	4 8 5	4 8 2	5 5 0	5 5 0
(決算額)	(決算額)	(決算額)	(予算額)	(予算案)

2. 評 価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>(必要性)</p> <p>本事業は、H I V訴訟の和解時の確認書（原告並びに大臣及び関連企業）に基づき、国及び関連企業からの拠出により行うこととされた事業である。また、本事業は、エイズ発症前のH I V感染者等について、定期的に病状を報告してもらうことを通じて発症の予防に寄与するものであるとともに、エイズ発症者については健康管理を行うことにより病状の維持改善に寄与するものであり、血液製剤によるH I V感染者等の福祉の向上のために必要不可欠なものである。</p>

(効率性・有効性)

国及び関連企業からの拠出により行う事業であることから、国と関連企業が個別に事業を実施することは効率的でなく、H I V感染者等にとっても、国と関連企業が個別に事業を実施した場合には、双方から健康管理費用を受けたり、また双方に病状報告を提出する必要が生じることとなり、利便性等の観点からも適当でないことから、事業の窓口を、H I V対策においてH I V感染者等のための救済事業等を行うという財団の果たす役割を踏まえ、財団にて一本化している。また、健康管理費用の支給等については、事業の効率的な運営を図る観点から、機構に委託して行っている。

健康管理費用を支給することで血液製剤によるH I V感染者等の病状の維持改善が図られるとともに、支給を受けたH I V感染者等からの病状の報告により、発症予防に役立てるための調査研究を進めているところであり、血液製剤によるH I V感染者の福祉の向上を図るための事業を有効的に実施している。

(参考：平成16年度給付実績)

①エイズ発症前の者：647件、348,446千円

②エイズ発症者のうちH I V訴訟において和解が成立した者：122件、210,600千円

評価結果（政策的必要性を始めとした合理的理由）

H I V訴訟の和解時の確認書において確約された事業であり、血液製剤によるH I V感染者等の福祉の向上を引き続き図る必要があることから、今後も本事業を継続して実施することとする。また、本事業を効率的かつ効果的に実施していくため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。

3. 特記事項

--

評価対象（事業名）	②医薬品等健康被害対策事業費補助金	
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
	IV	エイズの発症・まん延の防止を図ること

(2) 事業の概要

事業内容				
<p>本事業は、①エイズ患者遺族等相談事業として、血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、現在、東京・大阪の2箇所を実施する遺族等相談事業をはじめ、全国各地で遺族等相談会、訪問相談等を行うものである。②また、ヤコブ病サポートネットワーク事業として、脳外科手術において移植されたヒト乾燥硬膜を介して発症したとされるクロイツフェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、遺族等を対象とした電話相談等の事業を行うものである。</p> <p>なお、①の事業については、(財)友愛福祉財団（以下「財団」という。）がH I V訴訟原告団（東京・大阪H I V訴訟弁護団、以下「原告団」という。）に委託して行っており、②の事業については、財団がヤコブ病サポートネットワークに委託して行っているところである。</p>				
法人への交付額 (単位：百万円)				
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
6 9	7 7	8 2	9 3	9 4
(決算額)	(決算額)	(決算額)	(予算額)	(予算案)

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
(必要性)
<p>エイズ患者遺族等相談事業は、H I V訴訟の和解時の確認書（原告並びに大臣及び関連企業）やその後の原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議の場において確約された事業である。血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等については、約3分の1に心的外傷後ストレス（P T S D）の症状が疑われると原告団からも報告されているところであり、遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、遺族等に対する相談事業を行うことについては高い必要性が認められる。</p> <p>また、ヤコブ病サポートネットワーク事業は、C J D訴訟の和解時の確認書（原告</p>

並びに大臣及び関連企業)において、支援を確約した事業である。難病のクロイツフェルトヤコブ病については、これまで専門的な相談窓口がなく、診療経験のある医療機関も少なかったことから、患者等はいわれのない偏見差別を受けるなど、医療・介護等において多くの困難な問題を経験してきているところである。これらを経験してきた遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、遺族等に対する相談事業を行うことについては高い必要性が認められる。

(効率性・有効性)

財団は、H I V訴訟の和解以前の平成元年より、患者、遺族等の立場に立ってエイズ患者救済事業を行ってきており、本事業を行うに当たっても、数多くの相談事例の蓄積があるH I V訴訟原告団、ヤコブ病サポートネットワークと緊密に連携をとることができる。よって、財団が本事業を行うことにより、相談事業の開催場所や開催回数等について、遺族等の利便性等に配慮しやすくなることから事業の効率的な実施が可能となるとともに、相談会や訪問相談において、精神的な苦痛を効果的に緩和することにより、事業を有効的に実施しているところである。

(参考：平成 16 年度実績)

	東京 HIV 原告団	大阪 HIV 原告団	ヤコブ病サポートネットワーク
事務所相談			
電話相談等	379件	156件	260件
個別面談	50件		
訪問相談	27件	6件	
地方相談会	22回	9回	6回

評価結果 (政策的必要性を始めとした合理的理由)

本事業は、H I V訴訟の和解時の確認書やその後の恒久対策協議において確約された事業及びC J D訴訟の和解時の確認書において確約された事業であり、血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等、及びクロイツフェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛を緩和し、福祉の向上を図る上で必要なものであることから、今後も継続して実施することとする。

また、本事業を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。

3. 特記事項